

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

## 第220回 コロナ感染者急増を受けた労務管理

中国政府は2022年12月7日に「新型コロナウイルス防疫措置の最適化に関する通知」（以下「新10条通知」という）を公布し、中国国内で3年近く行われていた「ゼロコロナ」政策を事実上緩和しました。この突然の緩和により短期間でコロナ感染者が急増し、感染した従業員が同時に出勤できなくなり、各企業の職場復帰基準も不均衡な状態になっています。今回は、この状況下で日系企業はどのような労務管理対応をすべきかを簡単に解説いたします。

## ◇「ゼロコロナ」政策の突然の緩和

中国共産党第20回全国代表大会が10月22日に閉幕した後も「ゼロコロナ」政策は緩和されることなく、感染者は増え、隔離や移動制限される人がますます多くなっていました。しかし中国政府が何の前触れもなく「新10条通知」を公布したことから、これまでの防疫措置は突然施行されなくなり、市民が自由に往来できるようになり、コロナ感染者が短期間で一気に急増する事態となりました。北京市で見ると、12月15日の時点で、多くの中小企業では数十%の従業員が感染により出勤できない状況に陥り、同22日には感染していない従業員の数を上回る状態になっていました。そのため多くの企業において、この事態が経営を大きく圧迫しているとの深刻な声が上がっています。

## ◇コロナに感染して出勤できない従業員への対応

現在、多くの地方政府では、コロナに関わる新たな労使関連政策がいまだに公布されておらず、依然として従来の法令に基づいて従業員が出勤できない状況に対処している企業が多くあります。中でも、その欠勤期間中の賃金をどのように支給するかという課題が特に注目されています。

## 1. 法律の規定

(1) 以下の規定により、隔離期間中に企業が従業員への労働報酬の支給を停止することはできないとされています。

(1) 「伝染病防止法」第41条：すでに甲類感染症の症例が発生している場所または当該場所内の特定エリアの人員に対して、所在地の県級以上の地方人民政府は、隔離措置を実施することができる…。…隔離された人員に勤務先がある場合、勤務先は隔離期間中、労働報酬の支給を停止してはならない。

(2) また「コロナ防疫期間中の労使関係の安定化と企業の操業再開を支持することに関する人力資源社会保障部 全国総工会 中国企業联合会 / 中国企業家協会 全国工商聯の意見」第3条(6)には、法に基づいた隔離により従業員が正常な労働を提供できなくなった場合、その従業員が正常な労働を行ったものとして賃金を支給するよう企業に指導しなければならないと規定されています。

(2) 上記の法令は、現在コロナに感染した従業員が在宅隔離を行っている場合に適用されますが、その理由は以下の通りです。

(1) 上記の法令が現在もなお有効であるため。

(2) 上記の法令が定める「隔離」とは、いずれも政府が実施を決定した強制的な隔離を指しており、新10条通知第3条の規定によりコロナ感染者は科学的に分類された治療を受けなければならない。在宅隔離の条件を備えた無症状感染者と軽症者に対しては、一般的に在宅隔離が採用され、自己意思で集中隔離治療を受けることを選択することもできるとされている。

(→現時点でコロナ感染者は依然として在宅隔離が義務づけられており、こうした隔離は政府から強制された行為と見なされます)

(3) 新型コロナウイルス感染症は今も甲類感染症として管理されているため、「伝染病防止法」第41条が適用される対象の範囲に該当する。

## 2. 各地政府の対応

中国国内の複数の地域における労働行政所管機関が執行している政策の現状調査を行ったところ、次のような傾向があります。

(1) 現在、各地では感染者数が大幅に増加した現時点の状況に対応する新たな政策がまだ打ち出されておらず、従来の政策が執行されている。

(2) 地域によって感染が確認された患者に対する見方は微妙に異なるものの、全体的な原則は一致している。

・企業は、陽性と診断された従業員へ正常に労働報酬を支給しなければならない(ただし、北京市は給与の固定構成部分のみ支払えばよいと規定)

・企業が年次有給休暇か病気休暇を消化するという処理方法の採用を望む場合、従業員と協議し合意を得なければならない

(3) いずれの場合も、陽性と診断された従業員を企業が病気休暇として直接処理する方法は、現在のところ、地方政府が認める流れにはまだなっていない。

### ◇日系企業へのアドバイス

各地では現在、新たな政策が公布されていないため、感染が確定した患者は従来の政策に従って扱われています。北京市が給与の固定構成部分のみ支払えばよいと規定しているのを除き、他の地域では依然として正常な賃金を支給する必要があるとしています。ただし、今後の事態の変化に伴い、各地で新たな政策が打ち出される可能性が非常に高いので、常に各地の最新の政策動向に注意を払い、各企業に見合った実務対応をされるとよいでしょう。

## 台湾企業の中国工場でコロナ感染増加＝旧正月前にピークの予想も

26日付の台湾経済紙・工商時報(A3面)によると、中国の新型コロナウイルス対策が緩和され感染が拡大する中、台湾エレクトロニクス企業の中国工場でも感染者が増えている。

中国に工場を2カ所構えるある発光ダイオード(LED)メーカーは、先週時点で感染率が10%に達した。生産ラインは稼働できているという。先週は地元企業で感染率が50%を超え、生産に影響が出たという情報があり、自社でも今週は感染率が40~50%になると予想している。

別の部品メーカーは、「感染率が10%なら非常に低い」と指摘。同社は中国工場の感染率を明かしていないが、ウイルスの弱毒化で感染者の多くは軽症だとし、初期に感染した従業員は回復して生産ラインに復帰していると強調した。同社は、中国では今後1カ月が感染者数のピークになるとし、春節(旧正月)明けに減少していくと予測した。

また、ある電子機器受託製造(EMS)大手は「向こう1~2カ月が感染者数のピークになる」との見通しを示した。その上で「感染者の急増は、各国が感染防止策の解除時に直面してきた痛みだ」と指摘。感染対策緩和後の消費回復への期待を強調した。(台北時事)

## 象印に株主提案＝買収防衛策の廃止要求

象印マホービンが26日、2023年2月に開催予定の定時株主総会に向け、同社が今年導入した買収防衛策に対し、廃止を求める株主提案を受けたと発表した。同社は年明けにも取締役会を開き、提案への対応を決定する。

象印は今年1月、同社株を20%以上取得しようとする場合、買収者以外に新株予約権を無償で発行する内容の買収防衛策を導入。筆頭株主である中国家電大手「ギャランツ」が反対していたが、2月の定時株主総会で防衛策の3年間の延長が決定した。